

令和2年4月3日

各位

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

代表取締役社長兼 CEO 関崎 司

弊社に対する金融庁による行政処分についてのお知らせ

弊社に対する検査結果に基づき、令和2年3月27日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行なわれておりましたが、弊社は本日、金融庁より行政処分を受けました。

この度、今般の処分の対象となりました業務運営につきまして深く反省し、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしますこと深くお詫び申し上げます。行政処分の内容等は別紙1のとおりでございますが、弊社では今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図る所存です。また、受益者の皆様へのご説明と対応につきましても現在検討中でございますので、再発防止を含めた業務改善計画とともに、改めてご報告させていただきます。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話：03-5224-6803（お問い合わせ窓口）

（営業日の午前9時から午後5時半まで）

【別紙 1】

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対する行政処分について

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（東京都千代田区、法人番号 2010001066780）（以下「当社」という。）に対する検査の結果、下記 1. の問題が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（令和 2 年 3 月 27 日付）

当該勧告を受けたことから、本日、当社に対し、下記 2.（1）については金融商品取引法第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記 2.（2）については同法第 51 条の規定に基づき、行政処分を行った。

1. 勧告の事実関係

○ 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況

当社は、当社が運用する投資信託の基準価額の計算や会計処理等の投信計理業務を A 社に業務委託するとともに（平成 23 年から同 27 年にかけて行われていたもの。以下「当該業務委託契約」という。）、自らが運用する投資信託のグローバル・カストディアンとしての業務を A 社のグループ会社である B 社に集約している。

平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、A 社において複数の事務過誤（誤った投資信託の基準価額の情報媒体への配信等）が発生したことを踏まえ、当社は、当該業務委託契約を解約することとしたが、当社の都合により解約する場合、A 社に対して解約金を支払う契約となっていた。当社は、平成 27 年の初めごろから、A 社との間で、解約金を生じさせない解約合意に向け、交渉（以下「本件交渉」という。）を行っている。

本件交渉において、当社は、A 社から、B 社がグローバル・カストディアンとなっている投資信託において、従前のカストディフィーにベースフィー（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの。）を追加することによる値上げ（以下「当該値上げ」という。）を行うことを条件として提示された。

これを受け、当社は、特定の投資信託（他の投資信託に取得させることを目的とする投資信託。以下「当該マザーファンド」という。）において当該値上げを行うこととし、平成 27 年 2 月、A 社に対し、当該値上げを受け入れる旨及び当該マザーファンドの再信託受託会社である信託銀行（以下「受託銀行」という。）から当該値上げについて確認を求められた場合には同意する旨（注）を伝達している。

（注）当該マザーファンドにおけるグローバル・カストディアンとしての業務に係る契約当事者は、B 社及び受託銀行であり、契約内容を変更する場合には、受託銀行は当社に確認を行うこととなっていた。

その後、当社は、受託銀行から、当該値上げの可否について確認を受け、これを了承しており、その結果、平成 27 年 3 月 1 日から、当該マザーファンドにおいて、当該値上げが行われることとなった。

なお、同時期に当社と A 社との間で締結された、当該業務委託契約の解約に係る合意書において、今回の解約に伴う解約金は生じないこと等が定められており、解約金の発生は回避されている。

上記のとおり、当社は、A 社との本件交渉における条件に当該値上げを含めており、また、当該値上げの合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。これにより、当該マザーファンドの費用が増加する結果となる中で、当社は、自らが運用する投資信託に当該マザーファンドを組み入れて運用を行っている。

当社の上記行為は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第 42 条第 1 項に違反するものと認められる。

2. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

投資運用業の新たな契約の締結禁止（令和 2 年 4 月 3 日から令和 2 年 6 月 2 日までの間）

(2) 業務改善命令

- 1) 本件に関する投資信託の最終受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- 2) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- 3) 特に、投資運用業に係る意思決定においては、その妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、十分な体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。
- 4) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- 5) 上記 1) ～ 4) について、令和 2 年 5 月 7 日までに書面で報告すること。

(※上記は金融庁のホームページに掲載されている原文です。)

【別紙 2】

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 | 行政処分に関する Q&A.

Q1： 行政処分とは何ですか？

行政機関（本件においては金融庁）が、国民に対して、許可の取消しや一定期間の営業停止命令、施設の改善命令等、その権利を制限したり義務を課したりする行為のことを行政処分といいます。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、証券取引等監視委員会による検査を受けておりました。検査の結果、法令違反にあたる行為があったため行政処分を行うよう、令和 2 年 3 月 27 日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して勧告が行われました。この勧告を受け、金融庁は令和 2 年 4 月 3 日にイーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対して一部の業務を 2 か月間停止にするようとの業務停止命令および業務改善命令の行政処分を行いました。

各販売会社様および受益者の皆様には大変ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今回の処分を厳粛に受け止め、同様の事態の再発防止に努めてまいります。

なお、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する各ファンドは、今後もこれまで通りの運用が継続され、今回の行政処分に伴う運用方針、分配方針等に関する変更は一切ございません。また、各ファンドのお買付やご解約のお申込み等も通常通り手続きいただけます。

Q2： 業務停止命令、業務改善命令はどのような内容ですか？

今般、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社において、投資信託の受益者の皆様のために忠実に投資運用業を行っていない状況があったとして、金融商品取引法第 42 条第 1 項に違反するものとして、業務停止命令および業務改善命令を受けました。今回の行政処分に至った経緯・事実関係については別紙 1 をご参照ください。

業務停止命令は、金融庁が金融機関に対して発動する行政処分の 1 つで、業務停止命令を受けた金融機関は、一定期間において業務の全部あるいは一部の停止を命じられます。今回、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社では、業務の一部（私募・公募投資信託の新規設定および提案、新規投資一任契約の締結および提案）を 2 か月間にわたって停止するようとの命令を受けました。

業務改善命令とは、金融機関の業務の運営または財産の状況に関し、公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときに、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営または財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命じる処分のことをいいます。今回の行政処分では、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の法令遵守体制および内部管理体制などに対して、是正・改善を行うようにとの業務改善命令を受け、5月7日までに、金融庁に業務改善計画を提出する予定となっています。

Q3：どのような業務が停止され、どのような業務が継続されるのですか？

今回の業務停止命令に従って、以下の2つの業務を令和2年4月3日から2ヵ月間（6月2日まで）停止することとなりました。

- 1) 私募・公募投資信託の新規設定および提案
- 2) 新規投資一任契約の締結および提案

なお、次の業務については従来通り継続いたします。

- 1) 既存投資信託の追加設定・解約
- 2) 既存投資一任契約に関する業務

したがって、各ファンドの月次運用レポートならびにマーケット変動時の臨時レポート等のご提供に関しましては従来通り対応させていただきます。

Q4：処分の対象となった業務は改善されているのでしょうか？

社内特別研修や、社内規程、業務マニュアル類の見直しについて既に着手しております。今後は人事評価体系の見直し、内部通報制度の浸透等、コンプライアンス重視の企業文化の醸成をさらに推し進めていくだけでなく、ファンド運営における管理体制強化に向けた取組みを進めるとともに、業務改善策の効果測定のためのフィードバック制度や、取締役会による業務改善の進捗状況の把握と検証を行って業務改善の完遂に向けて取り組んで行く予定です。

既に着手した施策、現在検討中の事項を含めて、業務改善計画を策定中です。業務改善計画は5月7日を期限として、金融庁に対して提出します。進捗につきましては、また改めてご報告させていただきます。

Q5： 停止される業務に関しては、いつから再開されるのですか？

業務停止命令は令和2年4月3日から6月2日までの2ヵ月間となっております。なお、業務停止期間中も、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する各ファンドは、これまで通りの運用が継続され、今回の行政処分に伴う運用方針、分配方針等に関する変更は一切ありません。また、各ファンドのお買付やご解約のお申込み等も通常通り手続きいただけます。

Q6： ファンドの運用はどうなるのですか？

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が設定、運用する各ファンドに関しては、従来通りの運用が継続されますので、保有されているお客様にはご理解、ご安心いただきたく存じます。

Q7： 今後のファンドの運用方針等に変更はありますか？

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する各ファンドは、今後もこれまで通りの運用が継続され、今回の行政処分に伴う運用方針、分配方針等に関する変更は一切ございません。

Q8： ファンドの買付、解約のお申込みはできますか？

これまで通りお申込みいただけます。イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が設定、運用する各ファンドに関して、お買付やご解約のお申込み等に関して制限や変更は一切ございません。すでにファンドを保有されているお客様はもちろん、これからご購入をご検討されるお客様にも、通常通りのお買付やご解約のお申込みが可能です。

Q9： ファンドが償還することはありませんか？

今回の行政処分を理由として、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する各ファンドが償還されることはありません。ファンドの償還は、各ファンドの運用状況および目論見書（投資信託説明書）の規定に基づいてのみ行われます。イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が運用する各ファンドとも、今後もこれまで通りの運用が継続され、今回の行政処分に伴う運用方針、分配方針等に関する変更は一切ありません。

ん。また、各ファンドのお買付けやご解約のお申込み等も通常通りお手続きいただけますので、保有されているお客様にはご理解、ご安心いただきたく存じます。

Q 1 0：今回の行政処分に関する問い合わせ窓口はありますか？

令和 2 年 4 月 3 日より、今回の行政処分に関するイーストスプリング・インベストメンツ株式会社のお問い合わせ先として以下の電話窓口を開設いたしました。本件についてご質問等がございましたら、下記番号にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話：03－5224－6803（お問い合わせ窓口）（営業日の午前 9 時から午後 5 時半まで）